

保育施設等利用申込みにあたっての確認事項

- ① 申込みにあたっては、募集要項等をよく確認いただき、保護者が必要書類、記入項目を漏れなく記入して提出してください。なお、兄弟姉妹が同時に申し込む際も、児童1人につき1枚ずつ申込書等の提出が必要となります。※児童2人目以降の添付書類は写しの提出で構いません。
- ② 希望する保育施設等の欄には、希望の高い順に施設名称を記入してください。
なお、希望施設等については事前に見学などを行い、通園可能かどうか、各施設での生活・保育方針及び給食におけるアレルギーへの対応、保育料以外に発生する費用等についてご確認ください。
- ③ 必要書類は、所定の期日(年度途中入所の場合、10月までは月2回の選考日(10日・25日)の前日、11月以降は月1回の選考日(15日)の前日までに必ず提出してください。期日を過ぎてから提出された場合は希望日の入所調整に入りません。
- ④ 住民税課税(非課税)証明書の提出は省略可能ですが、申し込む前に令和6年中所得の年末調整や確定申告を済ませているか確認願います。父母のどちらかでも令和7年度の住民税課税(非課税)状況が不明(未申告等)の場合は申込みできません。
- ⑤ 申込みをいただいても、希望者が複数いる場合、施設の定員に達している場合は、保育施設等を利用することができないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 就労証明書の内容について勤務先及び申込者に記載内容を確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、事前に記入漏れや内容に誤りがないか確認願います。(修正テープ等を使用しているものは受理できません)。
- ⑦ 提出書類の内容に虚偽があった場合や、申告内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合は、入所決定等を取消すことがあります。
- ⑧ 育児休業からの復職が申込み理由の場合は、入所日から1か月以内に復職していただきます。ただし、4月1日付け入所については、5月7日(木)まで復職願います。職場復帰後はすみやかに復職日を記載した就労証明書を提出してください。期日までに復職されなかった場合は退所となります。
- ⑨ 保育施設等を利用中に住所、就労状況、家庭状況等に変更があった場合は、就労証明書や世帯状況変更届等をすみやかに保育施設等経由にて子育て支援課へ提出願います。
- ⑩ 求職活動や出産等を事由として保育施設等を利用する場合、認定期間(保育施設等を利用できる期間)が制限されます。認定期間内に必要書類の提出がない場合、認定期間の満了をもって退所となります。
- ⑪ 申込みにあたって、来庁される保護者1名の個人番号(マイナンバー)が確認できる以下の書類が必要です。

- ◆個人番号確認書類…個人番号カード(顔写真入り)、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し 等
- ◆身元確認書類…個人番号カード(顔写真入り)、運転免許証 等

【問合せ先】 民生部子育て支援課 子ども保育担当

【住 所】 大崎市古川七日町1番1号

【電 話】 0229-23-6040

